

安心して暮らすために

福祉手当・福祉医療 制度を紹介します

福祉医療 (医療費の助成)

(9月1日現在)

対象は、各種健康保険に加入しており、生活保護を受けていない人です。

区分	名称	対象	診療を受ける場合	受給者証 期 限	持ち物	問合せ	
子ども・母子・父子家庭対象	元気っ子医療	入院、通院ともに中学校卒業まで	<ul style="list-style-type: none"> ●県内の医療機関 (入院・通院とも) 被保険者証に医療費受給者証を添えて医療機関窓口へ提出 ●県外の医療機関 (入院・通院とも) 医療費の自己負担分は医療機関窓口で支払い、領収書を添えて市へ請求 	15歳到達年度まで	① ②		
	母子家庭等医療	<ul style="list-style-type: none"> ・母子家庭または父子家庭で、18歳未満の児童とその母または父 ・父または母が障害 (身障手帳1・2級程度) である18歳未満の児童とその父または母 ・父母のいない18歳未満の児童 ※「18歳未満の児童」とは18歳到達年度の末日までの児童です。また、父母 (扶養義務者) の所得に制限があります。 		<ul style="list-style-type: none"> ●県内の医療機関 (入院・通院とも) 被保険者証に医療費受給者証を添えて医療機関窓口へ提出 ●県外の医療機関 (入院・通院とも) 医療費の自己負担分は医療機関窓口で支払い、領収書を添えて市へ請求 	毎年11月1日～翌年10月31日		① ② ③
障害者対象	障害者医療	<ul style="list-style-type: none"> ・身障手帳の障害程度1～3級の人、4級の指定を受けた腎臓機能障害および4～6級の指定を受けた進行性筋委縮症の人 ・療育手帳A・Bを持つ人 ・自閉症状群と診断された人 	<ul style="list-style-type: none"> ●指定医療機関 (精神科への通院) 被保険者証に精神障害者医療費受給者証と自立支援医療受給者証を添えて医療機関窓口へ提出 	おおむね3年で更新	① ② ④ ⑤	国保年金課 医療係 ☎(95)9892	
	精神障害者医療	精神障害者保健福祉手帳1・2級を持つ人		<ul style="list-style-type: none"> ●指定医療機関 (精神科への通院) 被保険者証に精神障害者医療費受給者証と自立支援医療受給者証を添えて医療機関窓口へ提出 	2年で更新		① ② ⑥
		自立支援医療受給者 (精神通院) を持つ人			1年で更新		① ② ⑥
後期高齢者対象	後期高齢者福祉医療	精神障害により入院治療を受けている人 ※事前に申請が必要です。	医療費の自己負担分は医療機関窓口で支払い、領収書を添えて市へ請求		① ② ⑥ ⑦		
		後期高齢者医療保険加入者のうち、次のいずれかに該当する人 <ul style="list-style-type: none"> ・障害者、精神障害者、戦傷病者および母子家庭等医療の受給資格要件に該当する人 ・市民税の非課税世帯または要保護世帯に属する人で、3か月以上ねたきりの人または1人暮らしの人 	<ul style="list-style-type: none"> ●県内の医療機関 (入院・通院とも) 後期高齢者医療被保険者証に、マル福受給者証を添えて医療機関窓口へ提出 ●県外の医療機関 (入院・通院とも) 医療費の自己負担分は医療機関窓口で支払い、領収書を添えて市へ請求 	受給要件による	① ② ⑧		

持ち物

①被保険者証 (または組合員証) ②印鑑 (朱肉で押すもの) ③所得証明書 (転入者) ④身体障害者手帳または療育手帳⑤診断書 (手帳を持っていない人で自閉症状群と診断された場合) ⑥精神障害者保健福祉手帳、精神科医師の診断書または自立支援医療受給者証 (精神通院) ⑦本人名義の通帳⑧そのほかの関係書類 (受給要件によって異なるため問い合わせください)

福祉手当 (所得制限あり)

区分	名称	対象	手当額 (月額)	支給月	持ち物	問合せ
子ども・ひとり親家庭対象	児童手当	中学校修了前の児童を養育している人	●所得制限限度額内 3歳未満の子 15,000円、3歳～ 小学校修了前の子 (第1・第2子) 10,000円、(第3子以降) 15,000円、 中学生 10,000円 ●所得制限限度額を超える人 中学生以下の子 5,000円	2月、 6月、 10月	1 2 4 6 9 10	子ども課 育成支援係 ☎(95)9886
	こどもすこやか手当		子ども1人につき 2,500円			
	児童扶養手当	父母が離婚、父または母が死亡、父または母が 重度の障害の状態にある子ども (18歳到達年度 の末日まで。ただし特定の障害がある児童の場 合は20歳未満) を養育している人 ※こどもすこやか手当、県遺児手当、児童扶養 手当は申請前に聞き取りを行います。	子ども1人の場合 10,180円～ 43,160円 子ども2人の場合 15,280円～ 53,350円 3人目以降は1人増すごとに3,060 円～6,110円加算 ※所得により手当額が異なります。	1月、 3月、 5月、 7月、 9月、 11月	1 2 5 6 9	
	県遺児手当		子ども1人につき 4,350円 ※5年間支給しますが、4・5年 目は2,175円です。		1 2 3 5 6 9	
障害者対象	特別児童扶養手当	20歳未満の重度 (身体障害者手帳1～3級程度 か療育手帳A・B程度) の障害児を監護する父 か母、または養育している人 ※手帳を所持していない人も診断書により手当 の対象となる場合があります。	重度 52,500円 中度 34,970円	4月、 8月、 11月	1 2 5 6 7 9 10	福祉課 社会福祉係 ☎(95)9884
	障害児福祉手当	20歳未満で精神または身体の重度の障害により、 日常生活に常時特別の介護を要する人	A種 21,780円 B種 16,030円 C種 14,880円	5月、 8月、 11月、 2月		
	特別障害者手当	20歳以上で精神または身体の重度の障害により、 日常生活に常時特別の介護を要する人 (施設入 所中の人、継続して3か月以上入院の人を除く)	A種 34,200円 B種 28,400円 C種 27,350円		1 2 6 7 9 10	
	心身障害者手当	初回手帳交付時が64歳以下で、身体障害者手帳 1～6級、療育手帳A～Cおよび精神障害者保 健福祉手帳1～3級を持つ人	身障1級・療育 (IQ35以下)・精神 1級 4,000円 身障2級・療育 (IQ36～50以下)・ 精神2級 3,500円 身障3級 3,000円 身障4～6級、療育 (IQ51以上)、 精神3級 2,000円			
	在宅重度障害者手当	①身体障害者手帳1・2級かつIQ35以下の人 ②身体障害者手帳1・2級またはIQ35以下の人 ③身体障害者手帳3級かつIQ50以下の人 ※初回手帳交付が65歳以上の人、施設入所中の 人、3か月以上継続入院している人を除きま す。また、IQ値は療育手帳の判定によります。	①15,500円 ②36,750円	4月、 8月、 12月	1 2 3 6 7 9 10	
	外国人福祉給付金	1年以上市内在住で昭和57年1月1日以前に満 20歳に達していた重度障害者のうち、外国人登 録をし、引き続き住民基本台帳に記録されてい る人 (公的年金受給者を除く)	20,000円		1 2 7 8	
高齢者対象	在宅ねたきり高齢者等福祉手当	ねたきりまたは重度の認知症の状態が3か月以 上継続している65歳以上の在宅の人 (医療機関 への入院、介護施設への入所などで在宅日数が 1か月に10日を満たさない人を除く)	5,000円	4月、 8月、 12月	1 2	高齢介護課 高齢福祉係 ☎(95)9888
	外国人福祉給付金	1年以上市内在住の大正15年4月1日以前生まれ で、昭和57年1月1日以前に外国人登録をし、 引き続き住民基本台帳に記録されている人 (公 的年金受給者を除く)	10,000円		1 2 8	

持ち物 1印鑑 (朱肉で押すもの) 2通帳 3所得証明書 (転入者) 4被保険者証の写しまたは年金加入証明書 (国民年金以外の年金加入者) 5戸籍の全部事項証明 6そのほかの関係書類 7身体障害者手帳、療育手帳または精神障害者保健福祉手帳 8在留カードまたは特別永住者証明書 9マイナンバーの分かるもの 10本人確認書類 (運転免許証、マイナンバーカード、健康保険証など)